

2013（平成 25）年度  
川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査

報 告 書

川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室

# 目 次

I 調査概要	1 ページ
II 調査結果（まとめ）	3 ページ
III 課題及び今後の改善策	8 ページ

## 集 計 デ ー タ

1 審議会等委員への女性の参加状況〔年別〕	1 1 ページ
2 審議会等委員への女性の参加状況〔局(室)区別〕	1 2 ページ
3 審議会等委員への女性の参加状況〔地方自治法根拠別〕	1 3 ページ
4 審議会等委員への女性の参加状況〔会長・副会長別〕	1 3 ページ
5 審議会等委員への女性の参加状況〔審議会等別〕	1 4 ページ
6 各局(室)区における女性委員の参加比率分布	2 7 ページ
7 女性のいない審議会等 集計	2 8 ページ

## 調査資料

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱	1 ページ
調査の実施に伴う留意事項	4 ページ
川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査票（様式1）	5 ページ
女性のいない審議会等の参加促進計画（様式2）	6 ページ

# 2013(平成 25)年度川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査について 【結果報告】

## I 調査概要

### <本調査の目的>

男女が対等な構成員として社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の実現には、政策決定過程や様々な方針等の決定の場への女性の参画が欠かせない。国は、2010(平成 22)年 12 月に閣議決定した男女共同参画基本計画(第 3 次)の中で、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は、喫緊の課題であり、特に政治や経済の分野におけるその緊急性は高いとし、「2020 年 30%」の目標を社会全体で共有するとともに、その達成のために官民を挙げて真剣に取り組んでいかなければならないとしている。

本市の取組としては、女性の参画促進に向けた審議会等委員の選任にあたり、審議会等を所管する各局(室)区の長と市民・こども局長の間で事前に協議を行うものとしている(以下「事前協議」という。)

また、1990(平成 2)年に施行した「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」(以下「参加促進要綱」という。)第 6 条に基づき、「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査」(以下「調査」という。)を毎年実施している。

この調査は、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する一環として川崎市の審議会等委員への女性の参加を促進するために、参加促進要綱第 3 条に規定されている参加比率<sup>\*1</sup>の達成状況を定期的に把握することを主たる目的としている。

### <調査内容>

#### (1) 「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査票」(様式 1)

- |                                |                     |
|--------------------------------|---------------------|
| ① 審議会等の名称及び所管課                 | ⑦ 女性委員の現員及び割合       |
| ② 根拠法令等                        | ⑧ 公募委員の現員及び女性委員数    |
| ③ 地方自治法による根拠                   | ⑨ 委員の任期             |
| ④ 会長及び副会長の性別及び人数 <sup>*2</sup> | ⑩ 再任の取扱い            |
| ⑤ 定数                           | ⑪ 特記事項(解消の有無等)      |
| ⑥ 現員                           | ⑫ 委員選任時における男女比への配慮度 |

#### (2) 「女性のいない審議会等の参加促進計画」(様式 2) <sup>\*3</sup>

- |                |             |
|----------------|-------------|
| ① 審議会等の名称及び所管課 | ③ 女性のいない理由  |
| ② 委員の任期        | ④ 女性の参加促進計画 |

<sup>\*1</sup> 審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、当面は審議会等の委員の女性比率が 2013(平成 25)年度までに、35 パーセントとなるようめざすことを目標とする(第 3 条)。

<sup>\*2</sup> 審議会等の会長及び副会長の女性比率を把握するため、2007(平成 19)年度から調査項目として設定した。

<sup>\*3</sup> 女性委員のいない審議会等を対象としている。

## <調査設計>

- (1) 調査対象 全局（室）区
- (2) 調査期間 2013（平成 25）年 6 月 10 日（月）～7 月 12 日（金）
- (3) 調査基準日 女性比率については、2013（平成 25）年 6 月 1 日現在  
会長及び副会長の女性比率については 2012（平成 24）年及び 2013（平成 25）年 6 月 1 日現在

## <調査区分>

本調査の対象となる審議会等は表 1 のとおりとし、地方自治法（以下「地自法」という。）の根拠等に基づき審議会等の区分を次の A から D に分類している。

表 1 対象となる審議会等の調査区分

区分 A	<p><u>地自法第 202 条の 3 に基づき設置された審議会等</u> （地自法第 202 条の 3）普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。</p> <p>【2013（平成 25）年 3 月現在で上記審議会のうち、内閣府男女共同参画局が把握した審議会等】</p> <p>(1) 市町村防災会議 (8) 損害評価会 (15) 市町村国民保護協議会 (2) 民生委員推薦会 (9) 地方港湾審議会 (16) 地方独立行政法人評価委員会 (3) 国民健康保険運営協議会 (10) 土地区画整理審議会 (17) 感染症審査協議会 (4) 地方社会福祉審議会 (11) 建築審査会 (18) 市町村都市計画審議会 (5) 土地利用審査会 (12) 開発審査会 (19) 市街地再開発審査会 (6) 地方障害者施策推進協議会 (13) 介護認定審査会 (20) 障害程度区分認定審査会 (7) 公害健康被害認定審査会 (14) 精神医療審査会 (21) 児童福祉審議会</p>
区分 B	<p><u>地自法第 138 条の 4 第 3 項に基づき設置された審議会等</u> （地自法第 138 条の 4 第 3 項）普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p>
区分 C	<p><u>地自法第 174 条に基づき設置された審議会等</u> （地自法第 174 条）普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。</p>
区分 D	<p><u>その他要綱等に基づき設置された審議会等</u></p>

なお、次に掲げる要件を満たす審議会等は除外対象としている。

- (1) 調査基準日（毎年 6 月 1 日現在）において審議会等が①未設置のもの、②休止中のもの、③審議会等が実在するが実際に委員が選任されていない状況にあるもの
- (2) その他、協議の結果、調査の対象外とみなされたもの

\* 本調査および審議会等の委員選任にかかる事前協議の除外要件を縮小し、基本的にはすべての審議会等を対象とする。

## II 調査結果（まとめ）

2013（平成 25）年 6 月 1 日現在の川崎市の審議会等委員における女性の参加状況について、調査を行った結果は次のとおりである。なお、比率については、審議会等の委員総数を 100.0%として算出し、小数点第 2 位を四捨五入している。そのため、構成比の合計が 100.0%にならない場合がある。

### II-1. 女性の参加比率について

#### ◆ 女性の参加比率は 30.7%、前年度比 0.5 ポイント増

- 川崎市の審議会等の委員総数 3,221 人のうち、女性は 990 人、男性は 2,231 人で、女性の参加比率は 30.7%である。
- 前年度と比較すると、0.5 ポイント増となった。

表 2 川崎市の審議会等の委員総数及び参加比率（男女別）

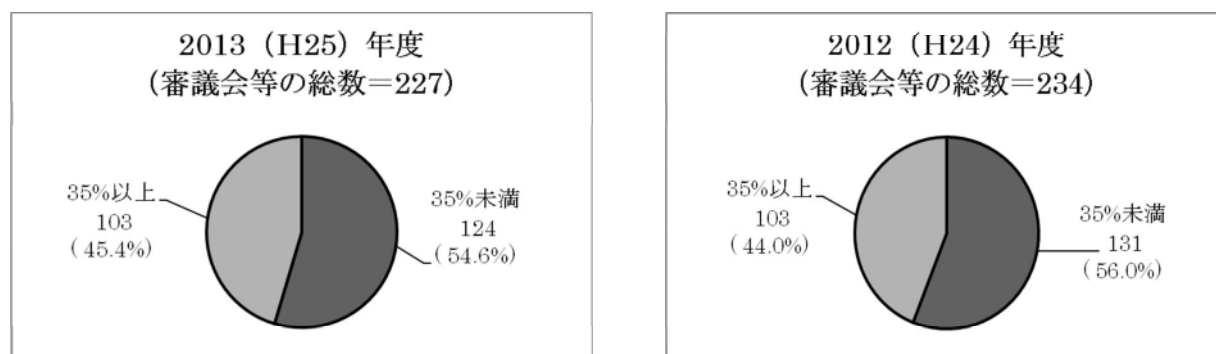
	2013（平成 25）年度		2012（平成 24）年度		2011（平成 23）年度	
女性	990 人	30.7%	992 人	30.2%	963 人	29.7%
男性	2,231 人	69.3%	2,294 人	69.8%	2,279 人	70.3%
総数	3,221 人	100.0%	3,286 人	100.0%	3,242 人	100.0%

（調査時点はともに 6 月 1 日現在）

#### ◆ 女性の参加比率 35%以上は 103、35%未満は 124

- 審議会等の総数 227 のうち、女性の参加比率が 35%以上のものは 103（45.4%）、35%未満のものは 124（54.6%）である。
- 前年度と比較すると、女性の参加比率が 35%未満のものは 7（1.4 ポイント）の減少である。

図 1 女性委員の参加比率の目標値 35%の達成状況



◆ 局(室)区別の審議会等への女性の参加比率は、オンブズマン事務局が最も高く、続いて幸区役所で、増加率も最も高く12.8ポイント増

- 区役所においては、市民活動団体やボランティア・グループ等への女性の参加が高く、審議会等委員の参画においてもそれが反映されて、全般的に女性の参加比率が高くなっている。
- 2012(平成24)年6月1日現在と比べ、女性の参加比率が1ポイント以上増加した局(室)区は12である。

表3 女性の参加比率(参加比率の高い順)

局(室)区名	2013(平成25)年 参加比率(A)	2012(平成24)年 参加比率(B)	参加比率の増減 (A-B)
市民オンブズマン事務局	75.0%	75.0%	0.0%
幸区役所	57.0%	44.2%	12.8%
宮前区役所	51.4%	52.3%	△0.9%
中原区役所	49.1%	47.1%	2.0%
川崎区役所	43.7%	41.1%	2.6%
総合企画局	42.9%	30.8%	12.1%
上下水道局	38.5%	33.3%	5.2%
高津区役所	37.0%	38.6%	△1.6%
多摩区役所	35.2%	36.8%	△1.6%
交通局	34.5%	26.9%	7.6%
麻生区役所	34.3%	36.4%	△2.1%
市民・子ども局	32.8%	31.3%	1.5%
健康福祉局	31.9%	30.8%	1.1%
環境局	30.2%	28.6%	1.6%
教育委員会	28.5%	34.5%	△6.0%
財政局	26.7%	26.9%	△0.2%
まちづくり局	22.3%	22.2%	0.1%
経済労働局	21.8%	23.3%	△1.5%
建設緑政局	19.0%	17.5%	1.5%
選挙管理委員会	18.8%	25.0%	△6.2%
総務局	15.5%	13.2%	2.3%
病院局	14.3%	15.0%	△0.7%
消防局	8.8%	7.5%	1.3%
港湾局	7.4%	11.1%	△3.7%
全局(室)区	30.7%	30.2%	0.5%

◆ 委員が男女ほぼ同数\*4で構成されている審議会等は、62（27.3%）

- 審議会等の総数 227 のうち、審議会等の委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等は次の 62（27.3%）である。
- 前年度と比較すると、審議会等の数は1減少し、比率としては0.4ポイントの増加である。

表 4 審議会等の委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等

<b>総務局（5）</b>	<b>健康福祉局（5）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市公務災害補償等審査会</li> <li>● 川崎市情報公開・個人情報保護審査会</li> <li>● 川崎市資産公開等審査会</li> <li>● 川崎市情報公開運営審議会</li> <li>● 川崎市行財政改革委員会市民部会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会</li> <li>● 川崎市介護認定審査会</li> <li>● 市民健康づくり運動推進会議</li> <li>● 川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会</li> <li>● 川崎市障害者施策審議会</li> </ul>
<b>総合企画局（1）</b>	<b>まちづくり局（4）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市自治推進委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市建築審査会</li> <li>● 川崎市開発審査会</li> <li>● 川崎市都市景観審議会</li> <li>● 川崎市地区まちづくり審議会</li> </ul>
<b>財政局（3）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市不動産評価専門委員</li> <li>● 川崎市政府調達苦情検討委員会</li> <li>● 川崎市入札監視委員会</li> </ul>	
<b>市民・子ども局（9）</b>	<b>川崎区役所（4）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市外国人市民代表者会議</li> <li>● 川崎市多文化共生施策検討委員会</li> <li>● かわさき人権施策推進協議会</li> <li>● 川崎市男女平等推進審議会</li> <li>● 川崎市男女共同参画センター運営委員会</li> <li>● 川崎市子どもの権利委員会</li> <li>● 川崎市広報モニター委員会</li> <li>● 川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会</li> <li>● 川崎市指定特定非営利活動法人審査会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いきいきかわさき区提案事業審査委員会</li> <li>● 川崎区地域福祉計画推進委員会</li> <li>● 川崎区健康づくり推進会議</li> <li>● 川崎区地域包括支援センター運営協議会</li> </ul>
	<b>幸区役所（3）</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幸区区民会議</li> <li>● 幸区地域福祉計画推進会議</li> <li>● 川崎市幸市民館運営審議会</li> </ul>
<b>経済労働局（3）</b>	<b>中原区役所（4）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市消費者行政推進委員会</li> <li>● 川崎市食の安全確保対策協議会</li> <li>● 川崎市大規模小売店舗立地審議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中原区民生委員推薦区会</li> <li>● 中原区健康づくり推進会議</li> <li>● 中原地域福祉計画推進検討会議</li> <li>● 中原区市民提案型事業審査委員会</li> </ul>
<b>環境局（2）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境パートナーシップかわさき</li> <li>● 川崎市ごみ減量推進市民会議</li> </ul>	

\*4 参加促進要綱第3条では、審議会等の委員を「男女ほぼ同数で構成すること」を最終目標としている。したがって、委員総数（現員）のうち女性委員が40～60%（男女いずれか一方の総数の10分の4未満とまらない状態）の審議会等を「ほぼ同数」とした。ただし、委員総数が3名の審議会等の場合は、女性委員が1名（33.3%）（男女いずれか1名いる状態）で男女ほぼ同数の審議会等とする。

<b>高津区役所 (5)</b>	<b>麻生区役所 (1)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高津区協働事業提案選考・外部評価委員会</li> <li>● 高津区健康づくり推進会議</li> <li>● 高津区地域包括支援センター運営協議会</li> <li>● 川崎市高津市民館運営審議会</li> <li>● 高津区災害時医療救護所ネットワーク会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● あさお福祉計画推進会議</li> </ul>
	<b>交通局 (1)</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会</li> </ul>
	<b>教育委員会 (4)</b>
<b>宮前区役所 (5)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 宮前区区民会議</li> <li>● 宮前区健康づくり推進会議</li> <li>● 宮前区民生委員推薦区会</li> <li>● 宮前区地域包括支援センター運営協議会</li> <li>● 川崎市宮前市民館運営審議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市立日本民家園協議会</li> <li>● 川崎市立学校児童生徒結核対策委員会</li> <li>● 川崎市立図書館協議会</li> <li>● 川崎市特別支援教育推進検討委員会</li> </ul>
<b>多摩区役所 (2)</b>	<b>オンブズマン事務局 (1)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 磨けば光る多摩事業審査会</li> <li>● 多摩区民生委員推薦区会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市市民オンブズマン専門調査員</li> </ul>

## II-2. 女性委員のいない審議会等について

### ◆ 女性委員のいない審議会等<sup>\*5</sup>の数は8(3.5%)

- 女性委員のいない審議会等の数は、審議会等の総数 227 のうち 8 であり、全体の 3.5%である。
- 前年度と比較すると、審議会等の数は 2 減少、比率としては 0.8 ポイントの減少である。

表 5 女性委員のいない審議会等（局（室）区別）

[ ] 内は審議会等の区分（p.2<表1 調査区分>参照）

<b>市民・こども局 (2)</b>	<b>まちづくり局 (2)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市交通安全対策会議 [B]</li> <li>● 川崎市特定不妊治療費助成事業協議会 [D]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会 [A]</li> <li>● 川崎駅周辺地区荷さばき対策検討協議会 [D]</li> </ul>

<sup>\*5</sup> 第 2 期川崎市男女平等推進行動計画(以下「行動計画」という。)において、2013(平成 25)年度までの目標として女性委員のいない審議会をなくすとしている。



健康福祉局 (2)	消防局 (1)
● 川崎市休日急患診療所運営委員会連絡協議会 [D]	● 川崎市危険物保安研究会 [D]
● 川崎市救急医療情報システム運営委員会 [D]	<b>教育委員会 (1)</b>
	● 橋樹郡衙調査指導委員会 [D]

◆ 女性のいない理由として「あて職」や専門家・役職者に女性が少ないことが挙げられる

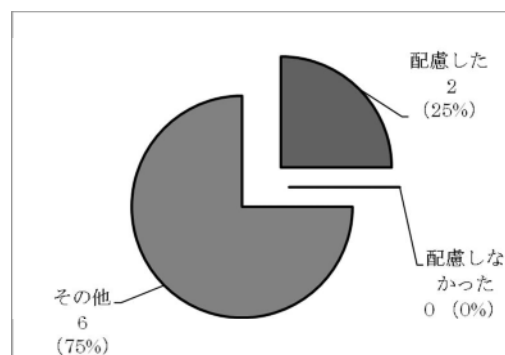
- 女性委員のいない 8 の審議会等を調査区分 (P2 表 1 参照) ごとにみると、区分 A が 1 (12.5%)、区分 B が 1 (12.5%)、区分 C が 0 (0.0%)、区分 D が 6 (75.0%) である。
- 女性の参加が進まない理由としては、要綱等において職務が規定されていること (いわゆる「あて職」の問題) が挙げられる。
- 必要とする学識経験者の専門分野、参加を依頼する関係団体の役職者、市の管理職に女性が少ないことも挙げられる (P28「7 女性のいない審議会等 集計」参照)。

表 6 女性のいない審議会等  
(根拠法別、総数=8)

区分 A	1 ( 12.5%)
区分 B	1 ( 12.5%)
区分 C	0 ( 0.0%)
区分 D	6 ( 75.0%)

- 女性のいない審議会等のうち、委員選任時に所管課として男女比に「配慮した」審議会等は 2 (25.0%)、「配慮しなかった」審議会等は 0 (0.0%)、「その他」と回答した審議会等は 6 (75.0%) である\*6。

図 2 委員選任時における男女比への配慮  
女性委員のいない審議会等の総数=8)



\*6 2004 (平成 16) 年度から委員選任時における男女比への配慮状況を「配慮した」「配慮しなかった」「その他」の 3 択で調査している。国の法律等で委員構成が厳密に規定されていたり、専門分野や管理職級に女性がいない等、所管課の取組だけでは参加を促進できない場合は「その他」を選択することとしている。

### Ⅲ 課題及び今後の改善策

#### 【課題】

男女共同参画社会の実現に向け、女性の政策・方針決定過程への参画が欠かせない。本市は行動計画において、さまざまな分野の政策・方針決定過程における女性の参画促進に向けた取組を進めている（柱Ⅳ基本施策 12）。審議会等への女性の参画についても、2004（平成 16）年より参加促進要綱及び行動計画で、2013（平成 25）年度までに女性委員比率が 35%となるよう目指し、取組を進めてきた。計画期間の最終年度である今年度の女性委員比率は 30.7%と前年度の 30.2%に比べて 0.5 ポイント増加した。また、女性委員ゼロの審議会等は 8（全審議会等の数 227 の 3.5%）と、前年よりも 2 減少して一番少なくなった。

しかし、女性委員比率は 2004（平成 16）年の 27.4%から 10 年間で 3.3 ポイント増の 30.7%へと徐々に向上しているものの、いまだ 35%の目標値には満たない状況となっている。このままの趨勢<sup>すうせい</sup>に任せるだけでは女性の参加が大きく拡大することを期待することは困難である。

また、2013（平成 25）年 3 月には川崎市男女平等推進審議会より、2014（平成 26）年度からの次期行動計画について答申を受けた。その中で、審議会等への女性の参画促進については 2018（平成 30）年度までのできるだけ早い時期を期間として、ア 審議会等への女性の参加比率 40%、イ 女性委員 0 の審議会等をなくす、ウ 男女ほぼ同数の審議会等の数を全体の 30%、とする目標値を設定されており、これまで以上の一層の女性の参画促進が求められている。

今年度の調査結果を踏まえ、まずはあらゆる分野における女性委員の参加比率向上のための取組の充実や、特に女性委員のいない、もしくは極端に少ない審議会等においては、重点的に女性の参画促進のための取組を進める必要があることから、今後も各局（室）区と協議し、次のような方策を講じていく。

#### 【今後の改善策】

##### 1 人材の発掘、育成

女性の参加が進まない理由として、職務指定の規定や専門分野および推薦を依頼する関連団体等に女性が少ないこと等により、結果として女性委員を選任できないという課題が常にあがっている。実態としては、①川崎市の地域課題に詳しい人材であること、役職者であること、女性であること等の要件が複合している場合に、女性の人材を提供できないケース。②区ごとに設置される審議会等において、団体に対して委員の参加を依頼する場合に一つの団体へ複数の区からの依頼が重なり、一方の区で所管する審議会等で女性の人材を確保することで、他方の区の審議会等で女性の人材が不足してしまうケース等がある。

このような状況を克服し、各局（室）区の要求に対応するために、本市としては人材の発掘及び育成を進める必要がある。女性の能力発揮がそれぞれの団体・組織・業界や地域の活性化に不可欠という観点、さらに、専門分野を限定せず行政サービスの受益者という観点からも幅広く女性の人材を発掘することが重要であり、「市民公募」の活用を通じて、組織や役職、経験にとらわ

れない幅広い参加機会が確保されるよう働きかけていく。

## 2 職務指定の職域拡大

女性の参加比率が低い審議会等のうち、職務指定の課題については、各担当所管局に以下の対応を求めていく。

### (1) 国の法律や政令等に職務指定の規定がある審議会等について

国の第3次男女共同参画基本計画においても「職務指定委員にかかる法令上の規定について、検討して必要な見直しを行うとともに、地方公共団体に対し柔軟な対応を働きかける」とある。多様な意思が政策・方針決定に公平・公正に反映されるよう職務指定の見直しを視野に入れた検討を行う。

### (2) 条例や要綱等に職務指定の規定がある審議会等について

職務指定の必要性について検討し、可能なものについては「……機関の代表者」や「……の長」等の規定の緩和・廃止、委員定数に占める職務指定者割合の縮小、公募委員等の職務指定者以外の参加枠の設置等を検討する。

### (3) 条例や要綱による職務指定はないが、慣例的に職務指定の行われている審議会等について

市民公募等を活用し、男女双方からの応募が促進されるよう配慮すること、及び所属や肩書、経験年数にとらわれず、幅広い人材を登用するよう見直しを図る。

また、選任分野に女性が少ないような審議会等については、専門分野の範囲を関連領域まで広げた幅広い人選や規定されている分野で活動しているさまざまな団体の新たな活用等を考えるなど、女性の参加比率向上に向け、柔軟な対応を図っていくことが必要である。

## 3 男女平等に関する周知徹底

### (1) 職員の意識向上

多様な意思を政治や社会の政策・方針決定に公平・公正に反映させ、男女が共に責任を担うとともに均等に利益を享受することができる社会の実現は民主的な市政運営の根幹であり、バランスのとれた質の高い行政サービスの実現にもつながるものである。

審議会等の委員の選任・委嘱に際しては、事前協議制の導入によって女性委員の参加促進に向けた協議を行っているが、現状では女性委員の参加比率向上になかなか結びついていない。各局（室）区に設置した「川崎市男女共同参画推進員」による働きかけと合わせて、人材育成や研修等の機会を積極的にとらえて、事前協議制および女性の参加促進要綱の趣旨についてより一層の周知が図られるよう、取組んでいく。

### (2) 参加を依頼する団体等への協力依頼

審議会等の委員に女性がいない理由の一つとして、参加を依頼する関係団体や事業所の役職者に女性が少ないことがあげられる。審議会等の委員選任について団体あて推薦依頼をする場

合、要綱等に規定される「……機関の代表者」という表現に基づき、役職者やそれに準ずる者が委員として選ばれる傾向がある。このため、推薦を依頼する団体等に対して審議会等委員への女性の参加促進の重要性や本市参加促進要綱の趣旨を伝え、女性委員の推薦協力を要請する。

また、関連事項として女性の役職比率の向上や人材育成に係る取組の要請等、女性の参加比率向上に向け、働きかけていく。

#### 4 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

これまでの延長線上の取組を超えた効果的な対策として、暫定的に、必要な範囲において、女性に積極的に機会を提供する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を進めていく必要がある。

国は第3次男女共同参画基本計画において、早急に対応すべき課題として、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進をあげている。

##### 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）とは

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会にかかる男女間の格差を改善することを目的として行う措置のこと。

具体的には、

- ・性別を基準に一定の人数や比率を割り当てるクォータ制（割当制）
- ・女性の参加拡大に関する目標と達成期間を定めるゴール・アンド・タイムテーブル方式
- ・女性を対象とした応募の奨励や女性の能力向上のための研修、保育といった環境整備等

女性が少ない分野における女性の参加促進や活動範囲の拡大につながる多種多様な手段をいう。

（詳しくは、男女共同参画局ホームページの「ポジティブ・アクションの推進について」参照

[http://www.gender.go.jp/policy/positive\\_act/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/index.html)）

今後、人権・男女共同参画室としても、審議会等の分野や特性に応じた実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）について、所管課に理解を求めつつ、積極的な取り組みを促すなど働きかけを行う。

# 集 計 デ ー タ

# 1 審議会等委員への女性の参加状況〔年別〕

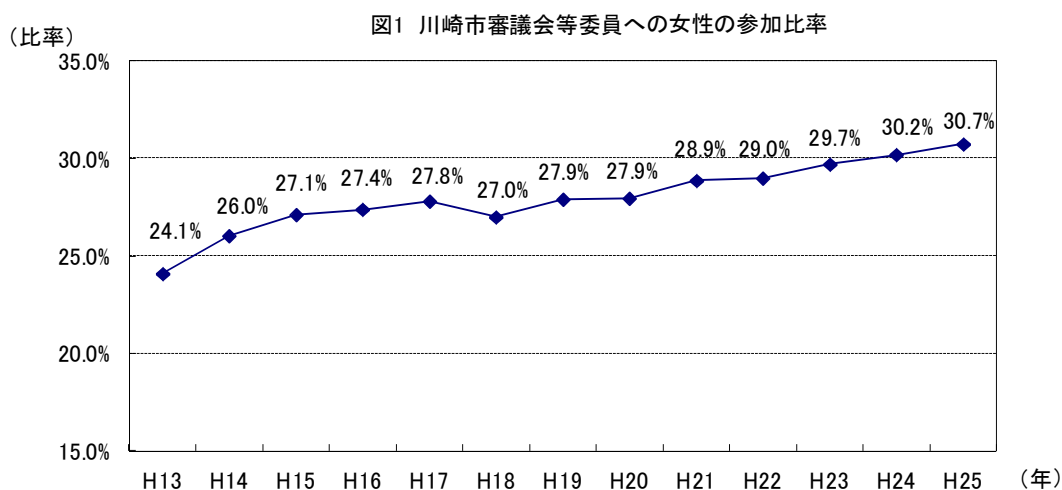
毎年6月1日現在

	審議会等の数	女性委員のいない 審議会等の数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の参加比率 (%)
1987(昭和62)年			2,915	402	2,513	13.8%
1988(昭和63)年	106	50	2,944	396	2,548	13.5%
1989(平成元年)	116	54	3,221	425	2,796	13.2%
1990(平成2)年	129	53	3,389	486	2,903	14.3%
1991(平成3)年	122	40	3,223	527	2,696	16.4%
1992(平成4)年	123	42	3,420	560	2,860	16.4%
1993(平成5)年	201	53	3,373	607	2,766	18.0%
1994(平成6)年	200	46	3,288	587	2,701	17.9%
1995(平成7)年	219	42	3,730	746	2,984	20.0%
1996(平成8)年	243	36	3,990	828	3,162	20.8%
1997(平成9)年	233	36	3,704	841	2,863	22.7%
1998(平成10)年	244	27	3,747	904	2,843	24.1%
1999(平成11)年	217	27	3,104	705	2,399	22.7%
2000(平成12)年	213	25	3,334	808	2,526	24.2%
2001(平成13)年	213	22	3,304	796	2,508	24.1%
2002(平成14)年	214	18	3,254	847	2,407	26.0%
2003(平成15)年	215	22	3,339	905	2,434	27.1%
2004(平成16)年	207	21	3,184	872	2,312	27.4%
2005(平成17)年	188	16	2,892	804	2,088	27.8%
2006(平成18)年	185	18	2,848	769	2,079	27.0%
2007(平成19)年	213	15	3,079	858	2,221	27.9%
2008(平成20)年	214	13	3,067	857	2,210	27.9%
2009(平成21)年	214	14	3,100	895	2,205	28.9%
2010(平成22)年	221	17	3,191	925	2,266	29.0%
2011(平成23)年	227	12	3,242	963	2,279	29.7%
2012(平成24)年	234	10	3,286	992	2,294	30.2%
2013(平成25)年	227	8	3,221	990	2,231	30.7%

\*「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」は平成2年6月1日施行。

\*すべての審議会等を調査対象としている。ただし平成11年度から平成22年度の間は、議会の同意あるいは選挙を委員選任の要件とする等、一定の要件を満たす審議会等を除外した。

\*平成16年度から審議会等委員における女性比率の目標値が35%に変更となっている。



## 2 審議会等委員への女性の参加状況〔局(室)別〕

No.	局(室)区名	審議会等の数と前年比(ア)	委員数が男女ほぼ同数の審議会等の数と全審議会数に占める割合(イ)	女性委員が35%に満たない審議会等の数と全審議会数に占める割合(ウ)	(ア)のうち女性委員のいない審議会等の数(エ)	審議会等委員の総数(オ)	女性委員数(カ)	女性委員の参加比率と前年比(キ)
1	総務局	15 ( 0 )	5 ( 33.3% )	9 ( 60.0% )	0	317	49	15.5% ( 2.3 )
2	総合企画局	2 ( 0 )	1 ( 50.0% )	0 ( 0.0% )	0	14	6	42.9% ( 12.1 )
3	財政局	7 ( 1 )	3 ( 42.9% )	4 ( 57.1% )	0	30	8	26.7% ( △ 0.2 )
4	市民・子ども局	26 ( △ 3 )	9 ( 34.6% )	13 ( 50.0% )	2	293	96	32.8% ( 1.5 )
5	経済労働局	14 ( △ 1 )	3 ( 21.4% )	10 ( 71.4% )	0	197	43	21.8% ( △ 1.5 )
6	環境局	6 ( 0 )	2 ( 33.3% )	4 ( 66.7% )	0	106	32	30.2% ( 1.6 )
7	健康福祉局	43 ( 0 )	5 ( 11.6% )	33 ( 76.7% )	2	842	269	31.9% ( 1.1 )
8	まちづくり局	13 ( △ 2 )	4 ( 30.8% )	9 ( 69.2% )	2	157	35	22.3% ( 0.1 )
9	建設緑政局	2 ( △ 1 )	0 ( 0.0% )	2 ( 100.0% )	0	21	4	19.0% ( 1.5 )
10	港湾局	1 ( 0 )	0 ( 0.0% )	1 ( 100.0% )	0	27	2	7.4% ( △ 3.7 )
11	川崎区役所	8 ( 0 )	4 ( 50.0% )	1 ( 12.5% )	0	87	38	43.7% ( 2.6 )
12	幸区役所	8 ( △ 1 )	3 ( 37.5% )	2 ( 25.0% )	0	93	53	57.0% ( 12.8 )
13	中原区役所	9 ( 0 )	4 ( 44.4% )	1 ( 11.1% )	0	106	52	49.1% ( 2.0 )
14	高津区役所	11 ( 0 )	5 ( 45.5% )	4 ( 36.4% )	0	127	47	37.0% ( △ 1.6 )
15	宮前区役所	9 ( 0 )	5 ( 55.6% )	1 ( 11.1% )	0	105	54	51.4% ( △ 0.9 )
16	多摩区役所	9 ( 1 )	2 ( 22.2% )	3 ( 33.3% )	0	108	38	35.2% ( △ 1.6 )
17	麻生区役所	8 ( 0 )	1 ( 12.5% )	4 ( 50.0% )	0	99	34	34.3% ( △ 2.1 )
18	上下水道局	1 ( △ 1 )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0	13	5	38.5% ( 5.2 )
19	交通局	4 ( 0 )	1 ( 25.0% )	2 ( 50.0% )	0	29	10	34.5% ( 7.6 )
20	病院局	1 ( △ 1 )	0 ( 0.0% )	1 ( 100.0% )	0	14	2	14.3% ( △ 0.7 )
21	消防局	4 ( 0 )	0 ( 0.0% )	4 ( 100.0% )	1	68	6	8.8% ( 1.3 )
22	教育委員会	23 ( 1 )	4 ( 17.4% )	15 ( 65.2% )	1	344	98	28.5% ( △ 6.0 )
23	選挙管理委員会	1 ( 0 )	0 ( 0.0% )	1 ( 100.0% )	0	16	3	18.8% ( △ 6.2 )
24	オンブズマン事務局	2 ( 0 )	1 ( 50.0% )	0 ( 0.0% )	0	8	6	75.0% ( 0.0 )
<b>計</b>		<b>227 ( △ 7 )</b>	<b>62 ( 27.3% )</b>	<b>124 ( 54.6% )</b>	<b>8</b>	<b>3,221</b>	<b>990</b>	<b>30.7% ( 0.5 )</b>

\* 委員総数が3名の審議会等の場合は、女性委員1名(33.3%)で男女ほぼ同数の審議会等(イ)とし、35%(目標値)に満たない審議会等(ウ)から除外する。

\* 全28局(室)区に対し調査を行った結果、対象とする審議会等を所管する局(室)区は24であった。

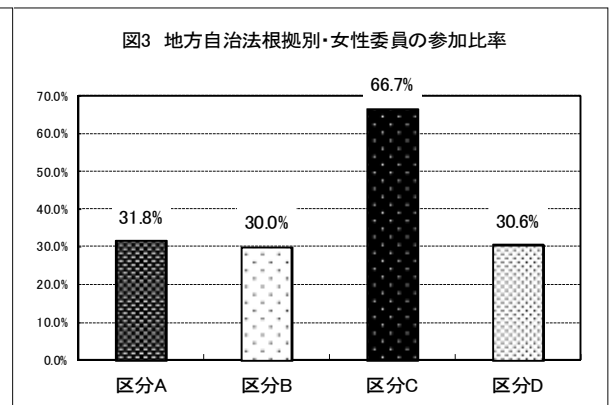
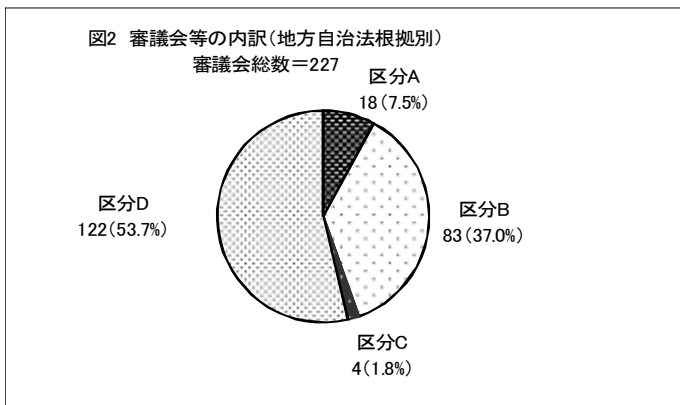
\* 目標値(35%)を達成している局(室)区は総合企画局、川崎区役所、幸区役所、中原区役所、高津区役所、宮前区役所、多摩区役所、上下水道局、オンブズマン事務局であった。

### 3 審議会等委員への女性の参加状況〔地方自治法根拠別〕

※地方自治法に基づく区分の詳細については、報告書p.2参照。

表1 参加促進要綱による集計

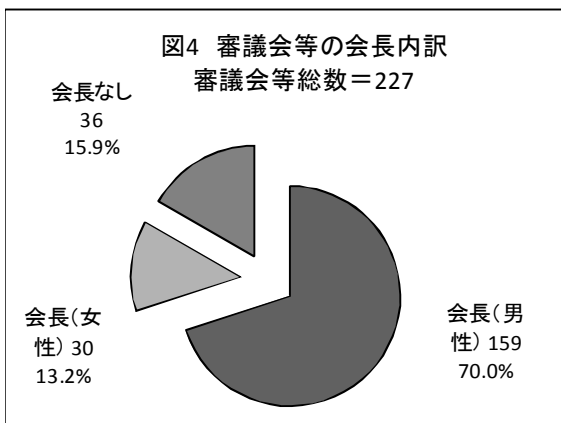
根拠別	審議会等の総数	女性を含む審議会の数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の参加比率
区分A(地自法第202条の3)	18	17	592	188	404	31.8%
区分B(地自法第138条の4第3項)	83	82	1,063	319	744	30.0%
区分C(地自法第174条)	4	4	12	8	4	66.7%
(法律・条令 小計)	105	103	1,667	515	1,152	30.9%
区分D(その他要綱等)	122	116	1,554	475	1,079	30.6%
合計	227	219	3,221	990	2,231	30.7%



\* 要綱等をもとに設置している審議会等が122(53.7%)と最も多い。

### 4 審議会等委員への女性の参加状況〔会長・副会長別〕

	審議会等数	全審議会等に占める割合	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性委員の参加比率
会長を置いている	189	83.3%	189	30	159	15.9%
副会長を置いている	160	70.5%	176	49	127	27.8%



\* 会長を置いている審議会等は全審議会等227のうち189で、女性の会長は30人(15.9%)である。

\* 副会長を置いている審議会等は全審議会等227のうち160で、女性の副会長は49人(27.8%)である。

\* 副会長は複数名の審議会等もあるため、副会長を置いている審議会等数よりも副会長総数の方が多くなっている。



5 審議会等委員の女性の参加状況

[審議会等別]

平成25年6月1日現在

区分A：地方自治法第202条の3  
 区分B：地方自治法第138条の4第3項  
 区分C：地方自治法第174条  
 区分D：その他要綱等

No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募のう ち女性委 員(人)		年	月	日			
<b>総務局</b>															
1	川崎市公務災害補償等審査会	職員厚生課	3	3	1	33.3%	0	0	3	28	1	31	あり	B	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
2	川崎市情報公開・個人情報保護審査会	行政情報課	8	8	4	50.0%	0	0	2	26	10	17	あり	B	川崎市情報公開条例
3	川崎市資産公開等審査会	行政情報課	7	5	3	60.0%	1	0	2	25	10	31	あり	B	川崎市資産公開等審査会条例
4	川崎市個人情報保護委員	行政情報課	3	1	1	100.0%	0	0	2	25	12	31	あり	C	川崎市個人情報保護条例
5	川崎市情報公開運営審議会	行政情報課	15	15	6	40.0%	3	0	2	25	12	31	あり	B	川崎市情報公開条例
6	川崎市職員衛生管理審査委員会	職員厚生課	若干名	11	3	27.2%	0	0	なし					D	川崎市職員安全衛生管理規則
7	川崎市公務災害補償等認定委員会	職員厚生課	5	5	1	20.0%	0	0	3	28	1	31	あり	B	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
8	川崎市防災会議	危機管理室	70 以内	64	5	7.8%	0	0	2年/任 期なし	26	3	31	あり	A	災害対策基本法・川崎市防災会議条例
9	川崎市防災会議幹事会	危機管理室	若干名	63	8	12.7%	0	0	2年/任 期なし	26	3	31	あり	D	川崎市防災会議条例・川崎市防災会議運営要綱
10	川崎市国民保護協議会	危機管理室	55 以内	53	4	7.5%	0	0	2年	26	3	16	あり	A	国民保護法・川崎市国民保護協議会条例
11	川崎市国民保護協議会幹事会	危機管理室	55 以内	50	6	12.0%	0	0	2年	26	3	16	あり	D	川崎市国民保護協議会運営要綱
12	川崎市防災対策検討委員会	危機管理室	なし	7	1	14.3%	0	0	検討終 了まで				あり	D	川崎市防災対策検討委員会設置要綱
13	川崎市防災協力連絡会	危機管理室	15	15	1	6.7%	0	0	2年	26	3	31	あり	D	川崎市防災協力連絡会設置要綱
14	川崎市行財政改革委員会	行財政改革室	10 以内	10	2	20.0%	0	0	3年 以内	26	3	31	あり	D	川崎市行財政改革委員会設置要綱
15	川崎市行財政改革委員会市民部会	行財政改革室	10 以内	7	3	42.9%	3	0	委員会 任期内	26	3	31	あり	D	川崎市行財政改革委員会設置要綱
総務局合計(審議会数;15)				317	49	15.5%	7	0							
<b>総合企画局</b>															
-	川崎市事業評価検討委員会	企画調整課	5	-	-	-	-	-	1年9ヶ 月	25	3	31	あり	(D)	川崎市事業評価検討委員会設置要綱
1	川崎市政策評価委員会	企画調整課	8	8	3	37.5%	3	1	2年	25	9	30	あり	D	川崎市政策評価委員会設置要綱
2	川崎市自治推進委員会	自治政策部	6人 以内	6	3	50.0%	3	1	1年 4ヶ月	26	3	31	あり	D	川崎市自治推進委員会設置要綱
総合企画局合計(審議会数;2)				14	6	42.9%	6	2							

No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募の うち女性 委員(人)		年	月	日			
<b>財政局</b>															
1	財政に関する研究会	財政課	4	4	1	25.0%	0	0	10か月	26	3	31	あり	D	川崎市財政に関する研究会設置要綱
-	戦略的資金管理推進検討委員会	資金課	6 以内	未定	未定		未定	未定	なし	26	3	31		(D)	戦略的資金管理推進検討委員会設置要綱
2	川崎市土地利用審査会	資産運用課	7	7	2	28.6%	0	0	3	25	10	31	あり	A	国土利用計画法、川崎市土地利用審査会条例
3	不動産評価専門委員	資産運用課	3	3	1	33.3%	0	0	2	25	7	31	あり	C	・不動産評価専門委員に関する要綱 ・川崎市不動産評価委員会規程
4	川崎市資産改革検討委員会	資産運用課	5	5	1	20.0%	0	0	1	26	3	31		D	川崎市資産改革検討委員会設置要綱
-	ネーミングライツ検討委員会	資産運用課		常設でないため未入力										(D)	ネーミングライツ検討委員会設置要綱※ネーミングライツ導入の都度設置(平成24年度実績無)
5	川崎市作業報酬審議会	契約課	5人 以内	5	1	20.0%	0	0	2	27	2	28	あり	B	川崎市契約条例
6	川崎市政府調達苦情検討委員会	契約課	3	3	1	33.3%	0	0	3	26	4	4	あり	D	川崎市政府調達苦情検討委員会設置要綱
7	川崎市入札監視委員会	契約課	3	3	1	33.3%	0	0	3	26	3	31	あり	D	川崎市入札監視委員会設置要綱
財政局合計(審議会数:7)				30	8	26.7%	0	0							
<b>市民・こども局</b>															
-	川崎市自治功労者選考委員会	市民協働推進課	5						委嘱の日から贈呈式終了日まで					(D)	川崎市自治功労者表彰要綱
-	川崎市市民活動推進委員会	市民協働推進課												(D)	川崎市市民活動推進委員会設置要綱
1	川崎市交通安全対策会議	地域安全推進課	20 以内	20	0	0.0%	0	0	2	25	6	30	あり	B	交通安全対策基本法、川崎市交通安全対策会議条例
2	川崎市外国人市民代表者会議	人権・男女共同参画室	26 以内	25	12	48.0%	25	12	2	26	3	31	あり	A	川崎市外国人市民代表者会議条例
3	川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会	人権・男女共同参画室	5 以内	5	4	80.0%	0	0	2	26	8	31	あり	D	川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱、川崎市外国人市民代表者会議代表者選考
4	川崎市多文化共生施策検討委員会	人権・男女共同参画室	5 以内	5	2	40.0%	0	0	3	26	3	31	あり	D	川崎市多文化共生施策検討委員会設置要綱
5	かわさき人権施策推進協議会	人権・男女共同参画室	20	13	6	46.2%	2	0	2	26	1	31	あり	D	かわさき人権施策推進協議会設置要綱
6	川崎市男女平等推進審議会	人権・男女共同参画室	13	13	7	53.8%	2	1	2	27	3	31	あり	B	男女平等かわさき条例
7	川崎市男女共同参画センター運営委員会	人権・男女共同参画室	10	10	5	50.0%	2	1	2	26	9	30	あり	B	川崎市男女共同参画センター条例
8	川崎市子どもの権利委員会	人権・男女共同参画室	10	10	5	50.0%	1	0	3	25	9	30	あり	B	川崎市子どもの権利に関する条例
9	川崎市平和館運営委員会	平和館	16	16	4	25.0%	0	0	2	26	9	30	あり	B	川崎市平和館条例、川崎市平和館条例施行規則
10	平和推進補助事業選定委員会	平和館	5	5	1	20.0%	0	0	2	26	3	31	あり	D	核兵器廃絶・軍縮等を求める平和推進事業に係る補助要綱、平和推進補助事業選定委員会設置要綱
11	川崎市広報モニター委員会	シティセールス・広報室	15	15	7	46.7%	7	5	2	27	3	31	あり	D	川崎市広報モニター委員会設置要綱

No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募の うち女性 委員(人)		年	月	日			
-	川崎市イメージアップ事業認定審査会	シティセールス・広報室	5	0	0	0	0	0	1				あり	(D)	川崎市イメージアップ事業認定審査会設置要領
12	川崎市スポーツ推進審議会	市民スポーツ室	15人 以内	14	5	35.7%	2	1	2	26	4	30	あり	B	スポーツ基本法第31条、川崎市スポーツ推進審議会条例、川崎市スポーツ推進審議会条例施行規則
13	川崎市文化芸術振興会議	市民文化室	10人 以内	9	3	33.3%	2	0	3	26	9	30	あり	B	川崎市文化芸術振興条例
14	川崎市岡本太郎美術館協議会	岡本太郎美術館	10	9	3	33.3%	2	0	2	27	5	31	あり	B	川崎市岡本太郎美術館条例 川崎市岡本太郎美術館条例施行規則
15	川崎市市民ミュージアム協議会	市民ミュージアム	10	9	1	11.1%	1	0	2	26	5	31	あり	B	川崎市市民ミュージアム条例
16	川崎市市民ミュージアム資料等収集委員会	市民ミュージアム	9	9	1	11.1%	0	0	2	25	8	31	あり	D	川崎市市民ミュージアム資料等収集委員会設置要綱
-	川崎市母子保健運営協議会	こども家庭課	18人 以内	改選中					2	27	3	31	あり	(D)	川崎市母子保健運営協議会設置要綱
17	川崎市小児慢性特定疾患協議会	こども家庭課	7	7	2	28.6%	0	0	2	26	9	30	あり	D	川崎市小児慢性特定疾患協議会設置要綱
18	川崎市特定不妊治療費助成事業協議会	こども家庭課	5	5	0	0.0%	0	0	2	26	3	31	あり	D	川崎市特定不妊治療費助成事業協議会設置要綱
19	川崎市放課後子どもプラン推進委員会	青少年育成課	なし	8	2	25.0%	0	0	2	25	7	31	あり	D	川崎市放課後子どもプラン推進委員会設置要綱
20	川崎市青少年問題協議会	青少年育成課	35 以内	22	6	27.3%	0	0	2	26	8	31	あり	B	地方青少年問題協議会法、川崎市青少年問題協議会条例、川崎市青少年問題協議会条例施行規則
21	川崎市青少年の家運営協議会	青少年育成課	10	10	2	20.0%	2	0	2	26	4	30	あり	B	川崎市青少年の家条例
22	川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会	青少年育成課	10	10	4	40.0%	2	2	2	27	4	30	あり	B	川崎市黒川青少年野外活動センター条例、川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会規則
23	川崎市少年自然の家運営協議会	青少年育成課	10	10	1	10.0%	2	2	2	27	4	30	あり	B	川崎市少年自然の家条例
24	川崎市児童福祉審議会 総会	こども福祉課	20	20	7	35.0%	0		2	26	3	31	あり	A	児童福祉法第8条(必置) 川崎市児童福祉審議会条例
25	川崎市保育園在園児等健康管理委員会	保育課	9	8	3	37.5%	0	0	2	27	3	31	あり	D	川崎市保育園在園児等の健康管理要綱
-	川崎市平和館展示検討委員会	平和館												(D)	川崎市平和館展示検討委員会設置要綱
26	川崎市指定特定非営利活動法人審査会	市民協働推進課	6 以内	6	3	50.0%	0	0	2	26	8	31	あり	B	川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例
市民・こども局合計(審議会数:26)				293	96	32.8%	52	24							
<b>経済労働局</b>															
1	川崎市産業振興協議会	産業政策部企画課	20	20	4	20.0%	0	0	2	26	8	31	あり	D	川崎市産業振興協議会設置要綱
2	川崎市消費者行政推進委員会	産業政策部消費者行政センター	9 以内	9	5	55.6%	1	0	2	27	3	31	あり	B	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例
-	川崎市消費者行政推進委員会苦情処理部会	産業政策部消費者行政センター	10 以内	9	5	55.6%	0	0	1年 8ヶ	27	3	31	あり	(B)	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例
3	川崎市食の安全確保対策協議会	産業政策部消費者行政センター	10 以内	10	5	50.0%	1	1	2	26	10	31	あり	D	川崎市食の安全確保対策協議会設置要綱
4	川崎市大規模小売店舗立地審議会	産業振興部商業観光課	7	5	2	40.0%	0	0	2	26	5	31	あり	B	川崎市大規模小売店舗立地審議会条例

No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募の うち女性 委員(人)		年	月	日			
5	かわさき「農」の新生プラン推進会議	農業振興センター農業 振興課	15	15	5	33.3%	3	1	3	26	3	31	あり	D	かわさき「農」の新生プラン推進会議設置要綱
6	川崎市勤労者福祉共済運営協議会	労働雇用部	30 以内	17	5	29.4%	0	0	2	26	8	31	あり	B	川崎市勤労者福祉条例
7	川崎市労働問題協議会	労働雇用部	20	20	3	15.0%	0	0	2	27	3	31	あり	D	川崎市労働問題協議会要綱
8	かわさきマイスター選考委員会	労働雇用部	10	8	3	37.5%	0	0	3	27	3	31	あり	D	川崎市マイスター事業要綱
9	川崎市技能功労者等選考委員会	労働雇用部	52	33	3	9.1%	0	0	2	26	8	31	あり	D	川崎市技能功労者等選考委員会要領
10	川崎市生活文化会館運営委員会	労働雇用部	11	10	3	30.0%	0	0	2	26	10	31	あり	D	川崎市生活文化会館条例・運営委員会要綱
11	川崎市立労働会館運営委員会	労働雇用部	10	9	1	11.1%	0	0	1年 6カ	26	3	31	あり	B	川崎市立労働会館条例・川崎市立労働会館運 営委員会要綱
12	川崎市中央卸売市場開設運営協議会	中央卸売市場 北部市場管理課	20 以内	11	2	18.2%	0	0	2	27	3	31	あり	B	卸売市場法・川崎市中央卸売市場業務条例・川 崎市中央卸売市場業務条例施行規則
13	川崎市中央卸売市場取引委員会	中央卸売市場 北部市場業務課	18 以内	18	1	5.6%	0	0	2	26	5	31	あり	B	卸売市場法第13条の2、業務条例第80条の2～ 5、業務条例施行規則第106条の2～5
14	川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会	南部市場	13	12	1	8.3%	0	0	2	27	3	31	あり	B	川崎市地方卸売市場業務条例・川崎市地方卸 売市場業務条例施行規則
-	川崎市労働災害防止研究集会運営委員会	労働雇用部	15	15	0	0.0%	0	0	8ヶ月	26	3	31	あり	(D)	川崎市労働災害防止研究集会運営委員会設置 要綱
経済労働局合計(審議会数:14)				197	43	21.8%	5	2							
<b>環境局</b>															
1	川崎市環境審議会	環境調整課	30 以内	29	7	24.1%	6	1	2	26	2	28	あり	B	川崎市環境基本条例
2	環境パートナーシップかわさき	環境調整課	30 以内	30	12	40.0%	6	1	2	25	8	31	あり	D	「環境パートナーシップかわさき」設置要綱
3	川崎市環境影響評価審議会	環境評価室	20 以内	20	3	15.0%	2	1	2	26	11	30	あり	B	川崎市環境影響評価に関する条例
4	川崎市廃棄物処理施設専門家会議	廃棄物指導課	7	6	1	16.7%	0	0	2	26	3	31	あり	B	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・川崎市廃棄物処理施設設 置許可等に関する要綱・川崎市廃棄物処理施設専門家会議設置 要綱
5	汚染土壌処理施設等専門家会議	環境対策課	5人 以内	4	1	25.0%	0	0	2	26	12	31	あり	D	汚染土壌処理施設等専門家会議要綱
6	川崎市ごみ減量推進市民会議	減量推進課	20 以内	17	8	47.1%	3	1	2	25	12	31	あり	D	川崎市ごみ減量推進市民会議設置要綱
環境局合計(審議会数:6)				106	32	30.2%	17	4							
<b>健康福祉局</b>															
1	川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会	企画課	6	5	3	60.0%	0	0	2	27	1	31	あり	D	川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会設 置要綱
2	川崎市介護認定審査会	介護保険課	234	234	124	53.0%	0	0	2	27	3	31	あり	A	介護保険法、川崎市介護保険条例、川崎市介護認 定審査会規則
3	川崎市介護保険運営協議会	介護保険課	20	20	7	35.0%	4	3	3	27	6	30	あり	B	川崎市介護保険条例、川崎市介護保険運営協議会 規則
4	市民健康づくり運動推進会議	健康増進課	18	18	9	50.0%	2	2	2	27	5	31	あり	D	市民健康づくり運動推進会議設置運営要領

No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募の うち女性 委員(人)		年	月	日			
5	川崎市歯科保健・医療・福祉推進協議会	健康増進課	60	46	4	8.7%	0	0	2	27	3	31	あり	D	川崎市歯科保健・医療・福祉推進協議会設置要綱
6	川崎市市民葬儀運営協議会	健康増進課	10	9	3	33.3%	0	0	2	26	3	31	あり	D	川崎市市民葬儀実施要領
7	川崎市公害健康被害認定審査会	環境保健課	15	15	2	13.3%	0	0	2	26	9	30	あり	A	公害健康被害の補償等に関する法律第45条、川崎市公害健康被害認定審査会条例
8	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会	環境保健課	6	6	1	16.7%	0	0	2	26	9	30	あり	B	公害健康被害の補償等に関する法律第23条、川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会条例
9	川崎市成人ぜん息患者医療費助成認定審査会	環境保健課	6	6	1	16.7%	0	0	2	26	3	31	あり	B	川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例
10	川崎市感染症診査協議会	健康危機管理担当	18 以内	15	2	13.3%	0	0	2	27	3	31	あり	A	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条・川崎市感染症診査協議会条例
11	川崎市感染症対策協議会	健康危機管理担当	21 以内	21	1	4.8%	0	0	2	27	3	31	あり	D	川崎市感染症対策協議会設置要綱
12	川崎市エイズ対策推進協議会	健康危機管理担当	20 以内	17	4	23.5%	0	0	2	27	5	31	あり	D	川崎市エイズ対策推進協議会設置要綱
13	川崎市予防接種運営委員会	健康危機管理担当	25	25	5	20.0%	0	0	2	27	5	31	あり	B	川崎市予防接種運営委員会条例
14	川崎市結核対策推進会議	健康危機管理担当	20 以内	20	4	20.0%	0	0	2	27	5	31	あり	D	川崎市結核対策推進会議設置要綱
15	川崎市社会福祉審議会	地域福祉課	35 以内	21	5	23.8%	0	0	3	26	3	31	あり	A	社会福祉法、川崎市社会福祉審議会条例
16	川崎市民生委員推薦会	地域福祉課	14 以内	14	2	14.3%	0	0	3	25	9	30	あり	A	民生委員法、川崎市民生委員推薦会規則
17	川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会	生活保護・自立支援室	20	12	5	41.6%	3	2	2	25	8	28	あり	D	川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会設置要綱
-	川崎市ホームレス自立支援市民事業助成審査委員会	生活保護・自立支援室	6月1日現在未設置										(D)	川崎市ホームレス自立支援市民事業助成要綱	
18	川崎市国民健康保険運営協議会	保険年金課	23	23	6	26.1%	7	3	2	27	5	31	あり	A	国民健康保険法、国民健康保険法施行令、川崎市国民健康保険条例、川崎市国民健康保険運営協議会規則
19	川崎市身体障害者更生資金貸付審査会	障害福祉課	5	5	1	20.0%	5	1	1	25	7	31	あり	B	川崎市身体障害者更生資金貸付条例、川崎市身体障害者更生資金貸付審査会規則
20	川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会	障害福祉課	若干名	6	2	33.3%	0	0	2	26	10	31	あり	D	川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会設置要綱
21	川崎市障害程度区分認定審査会	障害計画課	43	25	7	28.0%	0	0	2	27	3	31	あり	A	障害者自立支援法
22	川崎市障害者施策審議会	障害計画課	20	20	8	40.0%	0	0	2	26	5	20		A	川崎市障害者施策審議会条例
23	川崎市精神医療審査会	精神保健福祉センター	10	10	2	20.0%	0	0	2	26	3	31	あり	A	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
24	川崎市精神保健福祉センター判定会	精神保健福祉センター	5	5	1	20.0%	0	0	3	26	3	31	あり	D	川崎市精神保健福祉センター判定会設置要綱
-	川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター運営協議会	障害計画課	休止中のため除外												
25	川崎市精神保健福祉審議会	精神保健課	20 以内	15	2	13.3%	0	0	3	26	3	31	あり	B	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、川崎市精神保健福祉審議会条例
26	川崎市地域医療審議会	医療政策推進室	30	19	2	10.5%	1	1	2	25	10	31	あり	B	川崎市地域医療審議会条例
27	川崎市休日急患診療所運営委員会連絡協議会	医療政策推進室	15	15	0	0.0%	0	0	2	25	6	30	あり	D	川崎市休日急患診療所運営委員会連絡協議会要綱

No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募の うち女性 委員(人)		年	月	日			
28	川崎市救急医療情報システム運営委員会	医療政策推進室	11	8	0	0.0%	0	0	2	26	8	31	あり	D	川崎市救急医療情報システム運営委員会要綱
29	川崎市血液対策協議会	医事・薬事課	20 以内	13	5	38.5%	0	0	2	27	3	31	あり	B	川崎市血液対策センター条例 川崎市血液対策センター条例施行規則
30	川崎地区血液対策協議会	医事・薬事課	20 以内	11	2	18.2%	0	0	2	27	3	31	あり	B	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
31	幸地区血液対策協議会	医事・薬事課	20 以内	11	3	27.3%	0	0	2	27	3	31	あり	B	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
32	中原地区血液対策協議会	医事・薬事課	20 以内	13	2	15.4%	0	0	2	27	3	31	あり	B	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
33	高津地区血液対策協議会	医事・薬事課	20 以内	13	4	30.8%	0	0	2	27	3	31	あり	B	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
34	宮前地区血液対策協議会	医事・薬事課	20 以内	13	3	23.1%	0	0	2	27	3	31	あり	B	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
35	多摩地区血液対策協議会	医事・薬事課	20 以内	13	4	30.8%	0	0	2	27	3	31	あり	B	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
36	麻生地区血液対策協議会	医事・薬事課	20 以内	13	2	15.4%	0	0	2	27	3	31	あり	B	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
37	川崎市精度管理専門委員会	医事・薬事課	6	5	1	20.0%	0	0	2	27	3	31	あり	D	川崎市精度管理委員会設置要綱
38	川崎市小児救急医療連絡協議会	医療政策推進室	15	14	1	7.1%	0	0	2	26	7	23	あり	D	川崎市小児救急医療連絡協議会要綱
39	川崎市医療安全相談センター運営協議会	医事・薬事課	9	9	6	66.7%	0	0	2	25	7	31	あり	D	川崎市医療安全相談センター運営協議会設置 要綱
40	川崎市福祉有償運送運営協議会	高齢者在宅サービス課	15 以内	15	5	33.3%	3	1	2	27	3	31	あり	D	道路運送法、道路運送法施行規則、川崎市福 祉有償運送運営協議会運営等要綱
41	川崎市周産期医療運営専門会議	医療政策推進室	15	12	2	16.7%	0	0	2	25	10	31	あり	D	川崎市周産期医療運営専門会議設置要綱
42	川崎市食育推進会議	健康増進課	19	18	11	61.1%	2	2	2	25	6	30	あり	B	川崎市食育推進会議条例
-	健康増進対策会議	健康増進課	7	7	2	28.6%	0	0	1	25	3	31		(D)	健康増進対策会議設置要領
43	川崎市地域・職域連携推進協議会	健康増進課	20	14	5	35.7%	0	0	2	25	6	30	あり	D	川崎市地域・職域連携推進協議会設置要綱
健康福祉局合計(審議会数:43)				842	269	31.9%	27	15							
<b>まちづくり局</b>															
1	川崎市バリアフリーのまちづくり推進協議会	企画課	30 以内	27	3	11.1%	4	1	2	26	7	30	あり	D	川崎市バリアフリーのまちづくり推進協議会設 置要綱
2	川崎市建築審査会	まちづくり調整課	7	7	3	42.9%	0	0	2	26	3	31	あり	A	川崎市建築審査会条例
3	川崎市開発審査会	まちづくり調整課	7	7	3	42.9%	0	0	2	26	7	31	あり	A	川崎市開発審査会条例
4	川崎市建築等紛争調停委員会	まちづくり調整課	9 以内	9	3	33.3%	0	0	2	25	12	31	あり	B	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に 係る紛争の調整等に関する条例
5	川崎市都市計画審議会	都市計画課	20 以内	20	4	20.0%	3	2	2	26	4 5	30 31	あり	A	川崎市都市計画審議会条例
6	川崎市都市景観審議会	景観・まちづくり支援課	15 以内	15	8	53.3%	3	2	2	25	6	30	あり	B	川崎市都市景観条例

No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募の うち女性 委員(人)		年	月	日			
7	川崎市地区まちづくり審議会	景観・まちづくり支援課	7 以内	5	3	60.0%	2	1	2	26	6	30	あり	B	川崎市地区まちづくり育成条例
8	川崎市住宅政策審議会	住宅整備課	15	15	4	26.7%	3	0	2	27	4	30	あり	B	川崎市住宅基本条例、川崎市住宅政策審議会規則
9	川崎市都市計画事業登戸土地区画整理審議会	登戸区画整理事務所	10	10	0	0.0%	0	0	5	25	12	15	あり	A	川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例
10	川崎市地域公共交通会議	交通政策室	14	14	2	14.3%	2	2	2	27	3	31	あり	B	道路運送法、川崎市地域公共交通会議設置要綱
-	川崎市総合都市交通計画検討委員会	交通政策室												(D)	川崎市総合都市交通計画検討委員会設置要綱
11	川崎市耐震改修構造判定検討委員会	施設計画課	6	6	1	16.7%	0	0	2	25	6	30	あり	D	川崎市耐震改修構造判定検討委員会設置要綱
12	川崎駅周辺地区荷さばき対策検討協議会	交通政策室	18	18	0	0.0%	0	0	2	26	3	22	あり	D	川崎駅周辺地区荷さばき対策検討協議会設置要綱
-	川崎市斜面地建築物研究会	建築情報課	5	5	2	40.0%	0	0	9ヶ月	24	9	30		(D)	川崎市斜面地建築物研究会設置要綱
13	川崎市宅地耐震化推進事業検討委員会	開発審査課	4	4	1	25.0%	0	0	2	26	5	13	あり	D	川崎市宅地耐震化推進事業検討委員会設置要綱
まちづくり局合計(審議会数:13)				157	35	22.3%	17	8							
<b>建設緑政局</b>															
1	川崎市屋外広告物審議会	路政課	15	13	3	23.1%	3	0	2	26	3	31	あり	B	屋外広告物条例
-	川崎市自転車等駐車対策協議会	自転車対策室												(B)	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的促進に関する法律
2	川崎市多摩川プラン推進会議	緑政部多摩川施策推進課	10 以内	8	1	12.5%	2	1	2	26	3	2	あり	D	川崎市多摩川プラン推進会議設置要綱
建設緑政局合計(審議会数:2)				21	4	19.0%	5	1							
<b>港湾局</b>															
1	川崎港港湾審議会	庶務課	35 以内	27	2	7.4%	0	0	2	26	9	30	あり	A	港湾法、川崎港港湾審議会条例
港湾局合計(審議会数:1)				27	2	7.4%	0	0							
<b>川崎区役所</b>															
1	川崎区区民会議	企画課	20	20	7	35.0%	3	2	2	26	3	31	あり	B	川崎市区民会議条例
2	いきいきかわさき区提案事業審査委員会	企画課	5	5	2	40.0%	0	0	2	26	3	31	あり	D	いきいきかわさき区提案事業審査委員会設置要綱
3	川崎保健所運営協議会	地域保健福祉課	20 以内	14	5	35.7%	0	0	2	27	5	31	あり	B	川崎市保健所運営協議会条例
4	川崎区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	1	14.3%	0	0	3	26	6	30	あり	B	川崎市民生委員推薦会規則
5	川崎区地域福祉計画推進委員会	地域保健福祉課	17	14	8	57.1%	0	0	2	26	2	28	あり	D	川崎区地域福祉計画推進委員会設置要綱
6	川崎区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12 以内	11	6	54.5%	2	0	2	26	5	31	あり	D	健康づくり推進会議設置運営要綱

No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募の うち女性 委員(人)		年	月	日			
7	川崎区地域包括支援センター運営協議会	高齢・障害課	8	8	4	50.0%	2	2	3	27	6	30	あり	D	区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱
8	教育文化会館運営審議会	生涯学習支援課	10 以内	8	5	62.5%	1	1	2	26	4	30	あり	B	川崎市教育文化会館条例
川崎区役所合計(審議会数:8)				87	38	43.7%	8	5							
<b>幸区役所</b>															
1	幸区区民会議	企画課	20	20	12	60.0%	4	3	2	26	6	30	あり	B	川崎市区民会議条例、幸区区民会議要綱
-	幸区提案型協働推進事業審査委員会	企画課	3	-	-		0	0	2				あり	(D)	幸区提案型協働推進事業審査委員会設置要綱
2	川崎市幸保健所運営協議会	地域保健福祉課	20 以内	15	5	33.3%	0	0	2	26	4	30	あり	B	川崎市保健所運営協議会条例
3	幸区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12 以内	10	8	80.0%	1	1	2	26	5	31	あり	D	幸区健康づくり推進会議設置運営要綱
4	幸区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	2	28.6%	0	0	3	26	6	30	あり	D	川崎市民生委員推薦会規則
5	幸区地域福祉計画推進会議	地域保健福祉課	20 以内	13	6	46.2%	0	0	3	26	3	31	あり	D	幸区地域福祉計画推進検討会議設置要綱
6	幸区地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	8	8	5	62.5%	2	1	3	27	6	30	あり	D	幸区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱
7	幸区食育推進分科会	地域保健福祉課	13 以内	12	11	91.7%	0	0	2	26	5	31	あり	D	幸区食育推進分科会設置要領
8	川崎市幸市民館運営審議会	生涯学習支援課	8	8	4	50.0%	1	1	2	26	4	30	あり	B	社会教育法、川崎市民民館条例
幸区役所合計(審議会数:8)				93	53	57.0%	8	6							
<b>中原区役所</b>															
1	中原区区民会議	企画課	20	20	7	35.0%	4	2	2	26	6	30	あり	B	川崎市区民会議条例、中原区区民会議要綱
2	中原保健所運営協議会	地域保健福祉課	20	16	4	25.0%	0	0	2	26	4	30	あり	B	川崎市保健所運営協議会条例
3	中原区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	3	42.9%	0	0	3	26	6	30	あり	D	川崎市民生委員推薦会規則
4	中原区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12	12	7	58.3%	0	0	2	26	5	31	あり	D	中原区健康づくり推進会議設置運営要綱
5	中原区地域福祉計画推進検討会議	地域保健福祉課	20	16	8	50.0%	1	1	3	27	3	31	あり	D	中原区地域福祉計画推進検討会議設置要綱
6	中原区食育推進分科会	地域保健福祉課	13	12	12	100.0%	0	0	2	26	5	31	あり	D	中原区食育推進分科会設置運営要領
7	中原区地域包括支援センター運営協議会	高齢・障害課	8	8	5	62.5%	0	0	3	27	6	30	あり	D	中原区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱
8	中原区市民提案型事業審査委員会	企画課	7 以内	7	3	42.9%	0	0	2	25	10	31	あり	D	市民提案型事業実施要綱 市民提案型事業審査委員会設置要領
9	中原市民館運営審議会	生涯学習支援課	10 以内	8	3	37.5%	1	1	2	26	4	30	あり	B	社会教育法、川崎市民民館条例
中原区役所合計(審議会数:9)				106	52	49.1%	6	4							



No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募の うち女性 委員(人)		年	月	日			
<b>高津区役所</b>															
1	高津区区民会議	企画課	20	20	4	20.0%	4	1	2	26	6	30	あり	B	川崎市市民会議条例、川崎市市民会議条例施行規則、高津区区民会議要綱
2	高津区協働事業提案選考・外部評価委員会	企画課	5	5	2	40.0%	0	0	2	26	3	31	あり	D	高津区協働事業提案選考・外部評価委員会設置要綱
3	高津保健所運営協議会	地域保健福祉課	20	20	6	30.0%	2	2	2	26	4	30	あり	B	川崎市保健所運営協議会条例
4	高津区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	1	14.3%	0	0	3	26	6	30	あり	D	川崎市民生委員推薦会規則
5	高津区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12	12	5	41.7%	1	0	2	26	5	31	あり	D	高津区健康づくり推進会議設置運営網
6	高津区地域福祉計画推進検討会議	地域保健福祉課	20	18	4	22.2%	2	1	3	26	3	31	あり	D	高津区地域保健福祉課計画推進検討会議
7	高津区食育推進分科会	地域保健福祉課	13	13	11	84.6%	0	0	2	26	5	31	あり	D	高津区推進分科会設置運営要領
8	高津区地域包括支援センター運営協議会	高齢・障害課	8	8	4	50.0%	0	0	3	27	6	30	あり	D	高津区地域包括支援センター運営協議会設置運営要領
9	川崎市大山街道ふるさと館運営協議会	総務課	10	8	3	37.5%	0	0	2	26	5	31	あり	B	川崎市大山街道ふるさと館条例、川崎市大山街道ふるさと館条例施行規則
10	川崎市高津市民館運営審議会	生涯学習支援課	9	9	4	44.4%	1	0	2	26	4	30	あり	B	社会教育法、川崎市民館運営審議会規則
11	高津区災害時医療救護所ネットワーク会議	地域保健福祉課	なし	7	3	42.9%	0	0	なし				あり	D	高津区医療救護所ネットワーク会議設置要綱
高津区役所(審議会数:11)				127	47	37.0%	10	4							
<b>宮前区役所</b>															
1	宮前区区民会議	企画課	20	20	8	40.0%	3	1	2	26	3	31	あり	B	川崎市市民会議条例、宮前区区民会議要綱
2	宮前保健所運営協議会	地域保健福祉課	17	17	5	29.4%	0	0	2	26	6	30	あり	B	川崎市保健所運営協議会条例
3	宮前区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12	11	6	54.5%	0	0	2	26	5	31	あり	D	宮前区健康づくり推進会議設置運営要綱
4	宮前区食育推進分科会	地域保健福祉課	13	13	11	84.6%	0	0	2	26	5	31	あり	D	宮前区健康づくり推進会議設置運営要綱(宮前区食育推進分科会設置運営要領)
5	宮前区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	3	42.9%	0	0	3	27	6	30	あり	D	川崎市民生委員推薦会規則
6	宮前区保健福祉のまちづくり推進会議	地域保健福祉課	20 以内	14	10	71.4%	0	0	2	27	3	31	あり	D	宮前区保健福祉のまちづくり推進会議設置要綱
7	宮前区地域包括支援センター運営協議会	高齢・障害課	8	8	4	50.0%	0	0	3	27	6	30	あり	D	宮前区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱
8	川崎市宮前市民館運営審議会	生涯学習支援課 (宮前市民館)	10	7	4	57.1%	1	1	2	26	4	30	あり	B	社会教育法、川崎市民館条例
9	有馬野川生涯学習支援施設運営協議会	生涯学習支援課 (宮前市民館)	8	8	3	37.5%	2	1	2	27	4	30	あり	B	社会教育法、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例
宮前区役所(審議会数:9)				105	54	51.4%	6	3							

No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募の うち女性 委員(人)		年	月	日			
<b>多摩区役所</b>															
1	多摩区区民会議	企画課	20	20	4	20.0%	3	0	2	26	6	31	あり	B	川崎市区民会議条例等
2	磨けば光る多摩事業審査会	企画課	7	7	3	42.9%	0	0	2	26	3	31	あり	D	磨けば光る多摩事業実施要綱、磨けば光る多摩事業審査会設置要綱
3	川崎市多摩保健所運営協議会	地域保健福祉課	20以内	17	4	24.0%	0	0	2	26	4	30	あり	B	川崎市保健所運営協議会条例
4	多摩区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	3	42.8%	0	0	3	26	6	30	あり	D	川崎市民生委員推薦会規則
5	多摩区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12以内	12	1	8.3%	0	0	2	26	5	31	あり	D	川崎市多摩区健康づくり推進会議設置要項
6	食育推進分科会	地域保健福祉課	13以内	13	9	69.2%	0	0	2	26	5	31	あり	D	川崎市多摩区食育推進分科会設置運営要領
7	多摩区地域福祉計画推進会議	地域保健福祉課	16以内	16	6	37.5%	1	0	3	26	3	31	あり	D	社会福祉法、多摩区地域福祉計画推進会議設置要綱
8	多摩区地域包括支援センター運営協議会	高齢・障害課	8	8	3	37.5%	2	1	3	27	6	30	あり	D	多摩区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱
9	川崎市多摩市民館運営審議会	多摩市民館	10人以内	8	5	62.5%	1	1	2	26	4	30	あり	B	社会教育法、川崎市市民館条例
多摩区役所(審議会数:9)				108	38	35.2%	7	2							
<b>麻生区役所</b>															
1	麻生区区民会議	企画課	20人以内	20	5	25.0%	6	1	2	26	6	30	あり	B	川崎市区民会議条例
2	麻生保健所運営協議会	地域保健福祉課	20以内	16	2	12.5%	0	0	2	26	6	30	あり	D	川崎市保健所運営協議会条例
3	麻生区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	2	28.6%	0	0	3	27	6	30	あり	D	川崎市民生委員推薦会規則
4	あさお福祉計画推進会議	地域保健福祉課	20以内	19	9	47.4%	3	2	5	29	3	31	あり	D	あさお福祉計画推進会議設置要綱
5	麻生区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12以内	10	3	30.0%	1	1	2	26	5	31	あり	D	麻生区健康づくり推進会議設置運営要綱
6	麻生区食育推進分科会	地域保健福祉課	13以内	11	7	63.6%	0	0	2	26	5	31	あり	D	麻生区健康づくり推進会議設置運営要綱・麻生区食育推進分科会設置運営要領
7	麻生区地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	8人以内	8	3	37.5%	0	0	3	27	6	30	あり	D	麻生区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱
8	川崎市麻生市民館審議会	生涯学習支援課	10人以内	8	3	37.5%	1	1	2	26	4	30	あり	B	社会教育法、川崎市市民館条例
-	麻生区自転車等駐車対策推進協議会	道路公園センター管理課		0	0	0.0%	0	0	0					(B)	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
麻生区役所合計(審議会数:8)				99	34	34.3%	11	5							
<b>上下水道局</b>															
1	川崎市上下水道事業経営問題協議会	経営企画課	13	13	5	38.5%	2	2	2	26	9	30	あり	D	川崎市上下水道事業経営問題協議会要綱
上下水道局合計(審議会数:1)				13	5	38.5%	2	2							

No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募の うち女性 委員(人)		年	月	日			
<b>交通局</b>															
1	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会	お客様サービス課	8	8	4	50.0%	0	0	1	26	5	31	あり	D	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査会背 設置要綱
-	地下鉄・周辺整備懇談会	高速鉄道建設本部	休止中											(D)	地下鉄・周辺整備懇談会設置要綱
2	川崎市バス事業経営問題検討会	経営企画課	10	8	2	25.0%	0	0	1	25	10	31		D	川崎市バス事業経営問題検討会設置要綱
-	川崎市バス事業路線検討委員会	経営企画課												(D)	川崎市バス事業路線検討委員会設置要綱
-	川崎市バス営業所管理委託事業者選定委員会	管理課	休止中											(D)	川崎市バス営業所管理委託事業者選定委員会 設置要綱
3	川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広告物審 査委員会	管理課	5	5	1	20.0%	0	0	6ヶ月	25	9	30	あり	D	川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広告物 審査委員会設置要綱
4	川崎市交通局営業所管理委託に係る評価委員 会	管理課	10 以内	8	3	37.5%	0	0	2	27	3	31	あり	D	川崎市交通局営業所管理委託に係る評価委員 会設置要綱
交通局合計(審議会数:4)				29	10	34.5%	0	0							
<b>病院局</b>															
1	川崎市立多摩病院運営協議会	経営企画室	15 以内	14	2	14.3%	3	1	2	26	7	31	あり	D	川崎市立多摩病院運営協議会設置要綱
-	川崎市立病院運営委員会	経営企画室	6 以内	0	0	0%	0	0	3	改選中			あり	(D)	川崎市立病院運営委員会設置要綱
病院局合計(審議会数:1)				14	2	14.3%	3	1							
<b>消防局</b>															
1	川崎市危険物保安研究会	危険物課	20	15	0	0.0%	0	0	2	26	3	31	あり	D	川崎市危険物保安研究会要綱
2	川崎市コンビナート安全対策委員会	危険物課	30	20	3	15.0%	0	0	2	26	3	31	あり	D	川崎市コンビナート安全対策委員会要綱
3	川崎市救急業務検討委員会	救急課	16	16	1	6.3%	0	0	2	26	6	30	あり	D	川崎市救急業務検討委員会設置要綱
4	川崎市メディカルコントロール協議会	救急課	なし	17	2	11.8%	0	0	2	26	3	31	あり	D	川崎市メディカルコントロール協議会設置要綱
消防局合計(審議会数:4)				68	6	8.8%	0	0							
<b>教育委員会</b>															
1	川崎市教育改革推進協議会	企画課	13	13	1	7.7%	2	1	2	27	3	31	あり	D	川崎市教育改革推進協議会の設置及び運営要 綱
2	川崎市奨学金審査会	学事課	15	14	4	28.6%	0	0	2	26	3	31	あり	B	川崎市高等学校奨学金支給条例第5条及び同 施行規則第5条
-	川崎市立学校社会見学委員会	指導課	20人 以内	平成25年6月1日現在未委嘱										(D)	川崎市立学校社会見学委員会規則
3	川崎市就学指導委員会	指導課	35人 以内	24	7	29.2%	0	0	1	26	3	31	あり	D	川崎市就学指導委員会要綱
4	川崎市特別支援教育問題研究協議会	指導課	なし	14	3	21.4%	0	0	1	26	3	31	あり	D	川崎市特別支援教育問題研究協議会要綱

No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募の うち女性 委員(人)		年	月	日			
5	総合教育センター運営委員会	総合教育センター総務室	25人 以内	17	4	23.5%	0	0	2	26	5	31	あり	B	川崎市総合教育センター条例
6	川崎市立日本民家園協議会	日本民家園	10	10	4	40.0%	2	2	2	25	6	30	あり	B	川崎市立日本民家園条例・川崎市立日本民家園協議会規則
7	川崎市青少年科学館協議会	青少年科学館	10	9	1	11.1%	1	0	2	26	5	31	あり	B	川崎市青少年科学館条例
8	川崎市文化財審議会	文化財課	10	10	3	30.0%	0	0	2	26	4	30	あり	B	文化財保護法第190条、市保護条例 第3条・第4条
9	川崎市地名資料収集委員会	文化財課	10	4	1	25.0%	0	0	2	25	8	31	あり	D	川崎市地名資料収集委員会設置要綱
10	川崎市立学校児童生徒心臓病運営委員会	健康教育課	なし	21	8	38.1%	0	0	1	26	3	31	あり	D	川崎市立学校児童生徒心臓病運営委員会要綱
11	川崎市立学校児童生徒腎疾患対策委員会	健康教育課	なし	19	7	36.8%	0	0	1	26	3	31	あり	D	川崎市立学校児童生徒腎疾患対策委員会要綱
12	川崎市立学校児童生徒糖尿病対策委員会	健康教育課	なし	18	7	36.8%	0	0	1	26	3	31	あり	D	川崎市立学校児童生徒糖尿病対策委員会要綱
13	川崎市立学校児童生徒結核対策委員会	健康教育課	なし	14	7	50.0%	0	0	1	26	3	31	あり	D	川崎市立学校児童生徒結核対策委員会要綱
14	川崎市就学時健康診断検討委員会	健康教育課	11	11	3	27.3%	0	0	1	26	3	31	あり	D	川崎市就学時健康診断検討委員会要綱
15	川崎市立図書館協議会	中原図書館	10	10	4	40.0%	1	1	2	26	5	31	あり	B	図書館法、川崎市立図書館設置条例
16	教育文化会館及び市民館大ホールの優先申請審査会	生涯学習推進課	10	8	2	25.0%	0	0	2	27	3	31	あり	D	教育文化会館及び市民館大ホールの優先申請審査会要領
17	川崎市地域教育会議推進協議会	生涯学習推進課	19	19	3	15.6%	0	0	1	26	3	31	あり	D	川崎市地域教育会議推進協議会設置要綱
18	川崎市社会教育委員会議	生涯学習推進課	20	20	5	25.0%	2	1	2	26	4	30	あり	B	社会教育法、川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
-	川崎市地域日本語教育推進協議会	生涯学習推進課	平成25年6月1日現在未委嘱											(D)	川崎市地域日本語教育推進協議会設置要項
-	川崎市家庭教育推進協議会	生涯学習推進課	平成25年6月1日現在未委嘱											(D)	川崎市家庭教育推進協議会設置要綱
19	川崎市子ども会議推進委員会	生涯学習推進課	25	25	4	16.0%	0	0	1	26	3	31	あり	D	川崎市子どもの権利に関する条例・川崎市子ども会議要綱・川崎市子ども会議推進委員会設置要項
-	指導改善研修審査会	教職員課	平成25年6月1日現在未委嘱											(D)	指導が不適切な教員に対する人事管理システムに関する規則
-	読書のまち・かわさき事業推進委員会	指導課	18	18	6	33.3%	0	0	1	26	3	31	あり	(D)	読書のまち・かわさき事業推進委員会設置要綱
-	読書のまち・かわさき子ども読書活動連絡協議会	指導課	17	17	13	76.5%	0	0	1	26	3	31	あり	(D)	読書のまち・かわさき子ども読書活動連絡協議会設置要綱
20	教科用図書選定審議会	指導課	40人 以内	40	14	35.0%	0	0	1	25	8	31	あり	D	川崎市教科用図書選定審議会規則
21	川崎市特別支援教育推進検討委員会	指導課	12	12	5	41.7%	0	0	3	27	3	31		D	川崎市特別支援教育推進検討委員会設置要項
22	橘樹郡街調査指導委員会	文化財課	6	6	0	0.0%	0	0	3	28	3	31	あり	D	橘樹郡街調査指導委員会設置要綱
23	川崎市文化財保護活用計画検討委員会	文化財課	6	6	1	16.7%	1	1	1	26	3	31		D	川崎市文化財保護活用計画検討委員会設置要綱
教育委員会合計(審議会数:23)				344	98	28.5%	9	6							

No.	審議会名	所管課	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期			再任 の取 扱い	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募のう ち女性委 員(人)		年	月	日			
<b>選挙管理委員会</b>															
1	川崎市明るい選挙推進協議会	選挙課	16	16	3	18.8%	0	0	2	26	3	31	あり	D	川崎市明るい選挙推進協議会規約
選挙管理委員会合計(審議会数:1)				16	3	18.8%	0	0							
<b>オンブズマン事務局</b>															
1	川崎市市民オンブズマン専門調査員	市民オンブズマン事務局	4	4	2	50.0%	0	0	1	25 26	11 3,5	30 31	あり	C	川崎市市民オンブズマン条例、市民オンブズマン条例に基づく専門調査員の職務、勤務日、勤務時間等に関する要綱
2	川崎市人権オンブズパーソン専門調査員	市民オンブズマン事務局	4	4	4	100.0%	4	4	1	26	3 4	31, 30	あり	C	川崎市人権オンブズパーソン条例、人権オンブズパーソン条例に基づく専門調査員の職務、勤務日、勤務時間等に関する要綱
オンブズマン事務局合計(審議会等数:2)				8	6	75.0%	4	4							
合計(審議会数:227)				3221	990	30.7%	210	98							

## 6 各局(室)区の審議会等における女性委員の参加比率分布

局(室)区名 女性委員の参加比率	総務局	総合企画局	財政局	市民・子ども局	経済労働局	環境局	健康福祉局	まちづくり局	建設緑政局	港湾局	川崎区役所	幸区役所	中原区役所	高津区役所	宮前区役所	多摩区役所	麻生区役所	上下水道局	交通局	病院局	消防局	教育委員会	選挙管理委員会	オンブズマン事務局	合計	構成比(%)
100.0%	1												1											1	3 (1.3%)	
90.0-99.9%												1													1	1 (0.4%)
80.0-89.9%				1								1		1	1										4	4 (1.8%)
70.0-79.9%															1										1	1 (0.4%)
60.0-69.9%	1						3	1			1	2	1			2	1								12	5.3%
50.0-59.9%	1	1		4	2		2	1			3	1	2	1	3				1				1	1	24	10.6%
40.0-49.9%	2			5	1	2	2	2			1	1	2	4	2	2	1						3		30	13.2%
30.0-39.9%	1	1	3	5	3		8	1			2	1	2	2	1	2	3	1	1				5		42	18.5%
20.0-29.9%	3		4	6	2	2	12	3	1			1	1	2	1	2	2		2				8		52	22.9%
10.0-19.9%	3			3	3	2	11	3	1		1			1			1			1	2	4	1		37	16.3%
0.0-9.9%	3			2	3		5	2		1						1					2	2			21	9.3%
うち 0.0%				2			2	2													1	1			8	3.5%
合計	15	2	7	26	14	6	43	13	2	1	8	8	9	11	9	9	8	1	4	1	4	23	1	2	227	100%

### 【女性の参加比率35%を満たしていない審議会等の数】

35%未満	9		4	13	10	4	33	9	2	1	1	2	1	4	1	3	4		2	1	4	15	1		124	54.6%
-------	---	--	---	----	----	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	----	---	--	-----	-------

注) 委員総数が3名の審議会等の場合、男女いずれか一方が1名(33.3%)の審議会等は除外

\*各局(室)区ごとの女性委員の参加比率を区分ごとに見ると、20.0%~29.9%の審議会等が52(構成比22.9%)と最も高く、審議会等の多くがこの範囲に集中している。

## 7 女性委員のいない審議会等 集計

局（室）区名		審議会等名	女性委員のいない理由	選任時における男女比への配慮 (※1)	目 標			
					平成25年度	平成26年度	平成27年度	
1	市民・こども局	地域安全推進課	川崎市交通安全対策会議	条例により交通安全に関係する機関の職員に委嘱を行っているため。	3	本市職員の中で女性管理職の登用状況により調整を図る。	本市職員の中で女性管理職の登用状況により調整を図る。	本市職員の中で女性管理職の登用状況により調整を図る。
		こども本部こども家庭課	川崎市特定不妊治療費助成事業協議会	専門分野に助成が少ないため。		3	推薦依頼の際に、審議会委員の男女比に注意し、推薦団体に対し、今年度は女性の参画を依頼するよう配慮する。	
3	健康福祉局	医療政策推進室	川崎市休日急患診療所運営委員会連絡協議会	関係団体代表者の代表に女性の参画を要請したが、紹介が得られなかったため。	1	推薦依頼の際に、審議会委員の男女比に注意し、推薦団体に対し、今年度は女性の参画を依頼するよう配慮する。	1人増やす（6.6%）	1人増やす（13.3%）
		医療政策推進室	川崎市救急医療情報システム運営委員会	関係団体代表者の代表に女性の参画を要請したが、紹介が得られなかったため。		1	推薦依頼の際に、審議会委員の男女比に注意し、推薦団体に対し、今年度は女性の参画を依頼するよう配慮する。	1人増やす（12.5%）
5	まちづくり局	登戸区画整理事務所	川崎市都市計画事業登戸土地区画整理審議会	委員10名中、8名の公募委員は選挙で選出し、2名の学識経験者については専門分野に女性が少ないため、登用が難しい。	3	8名の委員は、法令に基づき、事業に係る権利者の中から立候補制の選挙で選出されるため、登用は難しい。	任期途中で学識経験委員が交代する場合には、女性の参画を考慮し、候補者の選任に配慮する。	任期途中で学識経験委員が交代する場合には、女性の参画を考慮し、候補者の選任に配慮する。
6		交通政策室	川崎駅周辺地区荷さばき対策検討協議会	学識経験者については、専門分野に女性が少ないため。また、団体推薦及び行政職員については、選任を予定している職に女性がいないため。		3	委員の次期改選時における女性委員の参加検討。	委員の次期改選時における女性委員の参加検討。

局（室）区名			審議会等名	女性委員のいない理由	選任時における男女比への配慮（※1）	目標		
						平成25年度	平成26年度	平成27年度
7	消防局	危険物課	川崎市危険物保安研究会	各消防署の推薦団体が依頼事業所に対して推薦依頼を行っても、危険物の保安に関する学識経験者に女性が少なく、参加が得られないため。	3	消防局として、特定の人物を指名する方式ではないが、今後も継続して推薦依頼の際、各消防署の推薦団体に対して、女性の参加を可能な限り依頼するよう、委員就任を承諾した事業所に働きかけるようにする。	同左	同左
8	教育委員会	文化財課	橘樹郡衙調査指導委員会	専門分野に女性が少ない。	3	H27年度までを予定しているため、今後を含め改選は不可能。現員の交代時には、女性委員の確保に向けた取組に配慮します。	H27年度までを予定しているため、今後を含め改選は不可能。現員の交代時には、女性委員の確保に向けた取組に配慮します。	H27年度までを予定しているため、今後を含め改選は不可能。現員の交代時には、女性委員の確保に向けた取組に配慮します。

（※1）1を「配慮した」、2を「配慮しなかった」、3を「その他」とし、3については、国の法律等で委員構成が厳密に規定されていたり専門分野や管理職級に女性がいない等、担当課の取組みだけでは参加を促進できない事由がある場合を意味する。

\*女性委員のいない審議会等は、全部で8である（前年度10）。

\*女性委員のいない審議会等を持つ所管課の委員選任時における男女比への配慮度について、8の審議会等のうち「配慮した」審議会等は2（25.0%）、「配慮しなかった」審議会等は0（0%）、「その他」と回答した審議会等は6（75.0%）であった。



# 調 查 資 料

## 川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「男女平等かわさき条例」(平成13年条例第14号)の理念に基づき、政策・方針決定の場における女性の参画を拡大するため、審議会等の委員への女性の参加を積極的に促進することを目的とする。

### (対象)

第2条 この要綱で「審議会等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法第202条の3に基づく審議会等
- (2) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関
- (3) 地方自治法第174条の規定に基づく専門委員
- (4) 要綱等に基づき設置された協議会等

### (目標)

第3条 審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、当面は審議会等の委員の女性比率が2013(平成25)年度までに、35パーセントとなるようめざすことを目標とする。

### (局長等の責務)

第4条 川崎市事務分掌条例(昭和38年川崎市条例第32号)第1条に掲げる局及び市民・子ども局子ども本部並びに市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局の長(以下「局長等」という。)は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項に配慮し、柔軟かつ積極的な取組に努めるものとする。

- (1) 委員を選任する際は、積極的に女性の人材発掘に努めること。
- (2) 専門的な知識や経験を有する者を選任する際には、専門領域や職種等をできるだけ幅広くとらえ、女性の人材を求めること。
- (3) 団体に推薦を依頼する際には、役職者等に限定せず、女性の適任者を推薦するよう協力を求めること。

### (事前協議)

第5条 局長等は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、第3条に掲げる目標を達成するために、委員が確定する前に、この要綱に定める「審議会等の委員選任に係る事前協議書」(別記様式)に基づき、市民・子ども局長と事前協議を行うものとする。

- 2 市民・子ども局長は、事前協議後速やかに、前項の協議結果を当該局長等に通知するものとする。
- 3 審議会等の委員の委嘱においては、前項により通知された事前協議書の結果を添付するものとする。
- 4 市民・子ども局長は、個人情報保護に十分留意しながら広く女性の人材情報を収集し、局長等の求めに応じ、その提供を行うものとする。

(女性の参加状況調査)

第6条 局長等は、市民・こども局長の要請に応じ、毎年度、その所管に属する審議会等の委員への女性の参加状況を調べ、また、その促進計画を作成し、指定する期日までに市民・こども局長に提出するものとする。

2 前項により実施された調査結果は、これを公表するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第3項及び第4項の規定については、附属機関等委員の委嘱日が平成20年4月1日以後のものから適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式（第5条関係）

# 審議会等の委員選任に係る事前協議書

平成 年 月 日

市民・こども局長 様

局長

所管課名 \_\_\_\_\_ 課

担当者名 \_\_\_\_\_ 内線 \_\_\_\_\_

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱第5条に基づき、審議会等の委員選任に係る事前協議を行います。

審議会等名												新規設置・改選年月日		平成 年 月 日			
根拠法令等												再任の取扱い (○をつける)		あり なし			
区 分	現 状 値 (※改選時に記入)					選任予定 (※新規・改選時に記入)					検討後の選任予定 (※新規・改選時に記入)						
	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)		
委 員 内 訳	学識経験																
	団体推薦																
	市民公募																
	行政職員																
	合 計																
※目標値（女性比率 35%）を達成しない理由、選任予定の女性比率 50%未満で現状値より比率が下がる理由																	

※協議の経緯・結果  委員構成の改正  人材情報の提供  要綱の改正  その他

※選任における課題等

## 審議会等の委員選任に係る事前協議結果通知書

平成 年 月 日

局長 様

以上のとおり、事前協議が終了しましたので、協議結果について通知いたします。

市民・こども局長

# 調査の実施に伴う留意事項

## 1. 調査の対象となる審議会等（第2条）

(1) 地方自治法第202条の3に基づく審議会等

・市町村防災会議・民生委員推薦会・国民健康保険運営協議会・地方社会福祉審議会・土地利用審査会・地方障害者施策推進協議会・公害健康被害認定審査会・損害評価会・地方港湾審議会・土地区画整理審議会・建築審査会・開発審査会・介護認定審査会・精神医療審査会・市町村国民保護協議会・地方独立行政法人評価委員会・感染症審査協議会・市町村都市計画審議会・市街地再開発審査会・障害程度区分認定審査会・児童福祉審議会

(2) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関

(3) 地方自治法第174条の規定に基づく専門委員

(4) 要綱等に基づき設置された協議会等

ただし、次に掲げる審議会等は、除外します。

- (1) 調査基準日(毎年6月1日現在)において審議会等が①未設置のもの、②休止中のもの、③審議会等が実在するが実際に委員が選任されていない状況にあるもの
- (2) その他、協議の結果、調査の対象外とみなされたもの

## 2. 専門委員における女性委員比率の解釈

専門委員については、女性の委員比率を次のように解釈しています。

所管する専門委員が複数いる場合には、その総数に対し、最低でも35パーセントを女性委員とするよう、そして、最終的には男女ほぼ同数となることをめざします。

当調査においても、この解釈に即した記入をお願いします。

川崎市審議会等委員の女性の参加状況調査票（様式1）

記入所管課名	局	部	担当	( )
		課	内線	

【記入に関する留意点】

- \* 各課で所管するすべての審議会等について提出をお願いします。
- \* 設置根拠規定(関係条例・要綱等)及び委員名簿をあわせて提出してください。
- \* 地方自治法第174条の専門委員における女性委員比率の解釈については、別添「留意事項」を参考に、あてはまる部分の記入をお願いします。
- \* 会長・副会長の性別及び人数については、上段は平成24年6月1日現在、下段は平成25年6月1日現在の内訳を記入して下さい。
- \* 副会長等が複数いる場合には性別と人数を記入してください。

※ 国の法律等で委員構成が厳密に規定されていたり、専門分野や管理職級に女性がいない等、担当課の取組だけでは参加を促進できない事由がある場合には「3.その他」を選択し、下段にその旨を記入して下さい。

No.	審議会名	所管課	根拠法令等	地方自治法による根拠 (いずれかに○)		会長 (性別)	副会長 (性別)	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期 (年)	現委員の任期		再任の 取扱い (いずれ かに○)	特記 事項 (解消の 有無等)	担当課として、選任の際に男女比に 配慮したか(いずれかに○)	
				定数 (人)	現員 (人)			現員 (人)	割合 (%)	現員 (人)	公募の うち女性 委員(人)	年月日 から	年月日 まで							
1				A	B												有	新規	1.した	2.しなかった
				C	D														3.その他↓	
2				A	B												有	新規	1.した	2.しなかった
				C	D														3.その他↓	
3				A	B												有	新規	1.した	2.しなかった
				C	D														3.その他↓	
4				A	B												有	新規	1.した	2.しなかった
				C	D														3.その他↓	
5				A	B												有	新規	1.した	2.しなかった
				C	D														3.その他↓	
6				A	B												有	新規	1.した	2.しなかった
				C	D														3.その他↓	
7				A	B												有	新規	1.した	2.しなかった
				C	D														3.その他↓	

女性のいない審議会等の参加促進計画（様式2）

記入所管課名	局	部	担当	
		課	内線	

No.	審議会等の名称	所管課名	任期 (年)	現委員の 任期満了 年月日	女性のいない理由	女性の参加促進計画		
						平成25年度	平成26年度	平成27年度
						目標	目標	目標
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

2013（平成 25）年度  
川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査報告書

2013（平成 25）年 12 月発行

所 管： 川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室  
男女平等推進担当  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1  
電話：044-200-2300